

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	除雪機械運転資格取得補助事業（直接補助）
補 助 事 業 の 目 的	建設業界への入職者減少や高齢退職に伴う除雪機械オペレーター不足により、除雪業者の疲弊が深刻化しつつあることから、将来の安定的な除雪体制維持の一環として、除雪機械運転に必要な資格取得の費用の一部を補助し、オペレーターの確保を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と なる 者	<p>以下に掲げる①から③のすべてを満たす者とする。</p> <p>① 兵庫県除雪計画区域（以下「除雪計画区域」という。）に所在する宍粟市、豊岡市、養父市、朝来市、丹波市、香美町、新温泉町（以下「対象市町」という。）に事業所を置く事業者、または対象市町に所在する団体等</p> <p>② 過去5年間に兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務を実施、若しくは入札に参加した者または兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務の実施を予定している者</p> <p>③ 除雪計画区域の道路除雪業務に従事する予定の者に資格を取得させる者</p>
補 助 事 業 の 対 象 と なる 経 費	<p>以下に掲げる免許、資格の全部または一部を取得するための必要な経費のうち、除雪機械運転資格取得補助事業（直接補助）実施要領で定めた経費を対象とする。</p> <p>（1）大型自動車免許</p> <p>（2）大型特殊免許</p> <p>（3）車両系建設機械運転技能講習</p>
補 助 率	1 / 3 以内
補 助 金 の 額	補助事業の対象となる経費に1 / 3 を乗じた額(1,000 円未満切捨)以内、かつ予算の範囲内の額とする。（補助上限額20万円/人）
適 用 除 外 す る 条 項	第14条第2項、第3項、第19条
そ の 他 の 事 項	除雪機械運転資格取得補助事業（直接補助）実施要領による。